

出雲市都市計画マスタープランの策定について

令和 7 年 6 月議会において報告した本方針（案）について、パブリックコメント等を実施したのち、令和 7 年 7 月 3 0 日の第 2 4 回出雲市都市計画審議会で同意されたことを受け、出雲市都市計画マスタープランとして策定しましたので報告します。

記

1 パブリックコメントの実施結果について

- (1) 募集期間 令和 7 年(2025) 6 月 9 日（月）～ 7 月 8 日（火）
- (2) 提出者数 1 名（意見 3 0 件）
- (3) 提出意見 別添 1 のとおり。

2 パブリックコメント及び策定検討委員会の意見等を踏まえた修正内容

別添 2 のとおり。

3 出雲市都市計画マスタープラン

別冊のとおり。

出雲市都市計画マスタープラン(案)パブリックコメントの結果と市の考え方

1. 意見の募集期間 令和7年6月9日(月)～令和7年7月8日(火)
 2. 意見の提出者数 1人
 3. 意見数 30件

No.	項目	頁	意見内容	市の考え方
1	第1章	24	課題1の表中「出雲市の状況」欄最終行 予算が確保されてもそれを実行できる人員体制がなくては現実的ではない。今後はさらに職員の育休や介護休が要請されるご時勢であり技術者を始めとする要員の確保も課題と考える。よって、「・・・予算と人員の確保に課題があります。」とされてはいかがですか。	ご指摘のとおり、施策を実行するためには必要な人員の確保が重要です。市では、これまでも退職予定者等の状況をみながら、計画的に職員採用を実施しており、今後も必要な人員の確保に努めます。 人員の確保は市全体で調整するものであることから、ご意見は参考とさせていただきます。
2	第1章	25	課題4の表中「社会経済情勢」と「出雲市の状況」欄 ここでは各種産業の活性化についての項目立てだが、書かれているのが観光系のみであり偏り過ぎでないか。 出雲市の重要産業である一次産業、二次産業、三次産業もそれぞれ課題を抱えており、これらの現状を踏まえた傾向と対策を記述してはいかがですか。	ご意見を踏まえ、「出雲市の状況」欄に次の事項を追記しました。 「●産業別人口の割合は、第二次産業が増加、第三次産業が横ばいで推移しています。一方で、第一次産業就業者の占める割合は減少傾向にあります。」
3	第1章	26	課題5の表中「出雲市の状況」欄 水災と土砂災害が記述されているが、出雲市の地盤特性から地震・津波災害及び市役所建屋自体も原発30km圏内に位置している現状もあり、原子力災害についても併せて記述してはいかがですか。	本項目では、近年頻発している水災害を今後の都市づくりの大きな課題ととらえ、記載しています。 地震・津波災害及び原子力防災については、69ページ等で、建物の耐震化や広域避難計画の更なる実効性の向上について記載しています。ご意見は、参考とさせていただきます。
4	第2章	25 32	課題4の3行目 高規格道路(陸)と空港(空)のみ記述されているが、本市では外に鉄道(陸)や重要港湾(海)がある。これらの活用も重要と考える。よって、●高規格道路並びに高速鉄道の整備、出雲縁結び空港や出雲河下港の活用による・・・と記述されてはいかがですか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 「●高規格道路及び高速鉄道の整備、出雲縁結び空港や出雲河下港の活用による流通基盤の強化」

No.	項目	頁	意見内容	市の考え方
5	第2章	32	課題7の2行目 市内には従来大山隠岐国立公園や立久恵 峡県立自然公園外の公園もありこれらを筆 頭に記述されてはいかがですか。	ご指摘のとおり、本市は国立公園及び 県立自然公園のほか、豊富な自然資源に 恵まれています。本項目では、現在、市 が進めている施策などから代表的なもの を記載しています。ご意見は参考とさせ ていただきます。
6	第2章	32	目標3の3行目 第一次産業のみ振興を図る記述である が、他の二次、三次や観光業の振興も重要 であり、これらを含めた記述にされてはい かがですか。なお、P33にある同様項目の 記述とも連動します。	本項目では、本市の基幹産業である第 一次産業の振興について特に記載をして います。その他の産業振興についても、 目標3の他の項目及び目標2で目標とし て掲げています。ご意見は参考とさせて いただきます。
7	第2章	34	目標4 破線囲み中 他県の災害教訓より得られる知見から、 避難道等の充実が時代の要請となってい る。特に原子力災害においては迅速な退避 が緊要であり半島部外さらに市外に速やか に脱出できる道路等を整えていかなければ ならない。又災害応援を円滑に受け入れる ためにも主要道路等の機能の充実が求めら れる。 よって、避難ルートになる道路やヘリ ポートの充実について記述されてはいかが ですか。	本項目では、近年頻発している水災害 への対策を大きな目標として、記載して います。 避難路及びヘリポートの整備について は、70ページに記載しています。ご意 見は、参考とさせていただきます。
8	第2章	41	■都市の骨格（軸）表中 広域連携軸 対 象欄 雲南市方面へのアクセスとして県により 改良工事が進められている県道出雲三刀屋 線を追加してはいかがですか。	県道出雲三刀屋線は、上津地区等と都 市間連携軸をつなぐ地域間連携軸と位置 づけています。ご意見は参考とさせてい ただきます。
9	第2章	52	「幹線道路」●その他2番目・の記述 くにびき海岸道路の呼称は、どこからど こまでを指しているか一見してわからない ことから文章中での位置を変え 多伎～日 本海沿岸～大社を結ぶくにびき海岸道路は 交通流動や・・・にされてはいかがです か。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正しま した。 「・多伎～日本海沿岸～大社を結ぶ「く にびき海岸道路」は、交通流動や・・・ 機能維持に努めます。」
10	第2章	53	「地域内主要道路・生活道路」 ①3番目・ 細街路拡幅事業は、令和2年の出雲未来 図の反省点にもあるように事業そのものの 市民認知度が低いことと個別案件ごとの対 応となり結局道路のボトルネック部が地域 内にバラバラに分布することとなり道路機 能効果発揮にスピード感がない。この事業 を特筆して20年先に残すべきインフラとし てはいささか心もとない。 このような待ちの事業を否定するもので はないが、「出雲市地域防災計画」P3-23 ①狭隘道路の改善で示される一定地域での 総合的な住環境の整備を促進し、一定幅員 以上の区画道路の確保を目指す趣旨をもっ て補助事業等と呼び込んだ積極的施策が必 要でないか。 少なくともその姿勢を見せてはいかがです か。	密集市街地における狭あい道路につい ては、細街路拡幅事業のほか、45ペー ジに記載しているとおり、開発事業や建 物の建替えを契機として、狭あい道路の 解消を促進し、安全で快適な住宅地形成 を促進します。ご意見は参考とさせてい ただきます。

No.	項目	頁	意見内容	市の考え方
11	第2章	53	「地域内主要道路・生活道路」 ②5番目・ ここでは、道路の維持管理について記述されている。この項目で盛り込むことが適当か迷うところだが、第4種踏切対策も今後さらに重要となってくると思う。釈迦に説法となるが、この件は国土交通省も力を入れて取り組んでおられる。しかし、未だ市内には多くの第4種踏切が存在し、特に一畑電車路線はそのオンパレードである。（JR線にも残されている。）踏切事故は特に痛ましい結果となるとともに列車の定時運行を妨げるもので、1カ所でも多く対策（いろいろな方策がある）を早期に施し安全安心な道路、鉄道を願うものである。 出雲市は、一畑電車沿線地域対策協議会を県、松江市とともに構成しており一畑電車を支援している立場でもある。 よって、この項目とは言わないが、第4種踏切対策について記述されてはいかがですか。	第4種踏切については、鉄道事業者が地元住民との合意等を踏まえ解消に向けて取り組まれるものであり、市は、鉄道事業者と地元住民との調整の役割を担うものと考えています。ご意見は参考とさせていただきます。
12	第2章	54	2) 広域文化・観光ルートの形成の5～7行 P49の広域交通網の記述と重複した記述となっており、道路整備促進で文が結ばれていて、災害時の避難路等の文言はタイトルとの違和感がある。 よって、ここの文章を整理し、「また、中海・宍道湖8の字ルートの整備をとおして、中海・宍道湖・大山圏域の産業、文化、観光などあらゆる分野のポテンシャルを引き出し高めることを促進します。」としてはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 「また、中海・宍道湖・大山圏域において、産業、観光などあらゆる分野のポテンシャルを引き出すため、人流、物流の基盤となる中海・宍道湖8の字ルートの整備を促進します。」
13	第2章	54	3) 公共交通機関の利用促進 ①ここで述べられていることは、機能充実と利用促進なので、タイトルは、「公共交通機関の機能充実と利用促進」としてはどうですか。	鉄道、バス等の機能充実等により、公共交通機関の利用促進に努めることとしています。ご意見は参考とさせていただきます。
14	第2章	54	3) 公共交通機関の利用促進 ②航空路、鉄道、航路の充実方針については、もうひとつ迫力が必要と思います。松江市の都計マスタープランを参考にして記述を充実されてはいかがですか。特に新幹線については、松江市と歩調を合わせ取り組む必要を感じます。（資料を添付します。） テーマとしては、 航空路：出雲縁結び空港における地方路線、国際路線 鉄 路：伯備線、整備新幹線、一畑電車 航 路：出雲河下港における日本海航路、国際観光航路 など	都市計画マスタープランにおいては、都市計画に関する基本的な方針を示すこととしています。ご指摘の事項については、県及び関係市町村等と連携を図りながら進める必要があることから、ご意見は参考とさせていただきます。

No.	項目	頁	意見内容	市の考え方
15	第2章	55	4) 安全で快適な自転車・歩行者空間の整備 3番目・ 前文にバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するとの文言があるので、バリアフリーの後に「等」を付けてはいかがですか。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 「・その他市街地内の整備済み幹線道路は、・・・バリアフリー等に配慮した・・・努めます。」
16	第2章	56	◆道路・交通に関する方針図 (主) 斐川一畑大社線の塩津越え区間は、車輛通行困難の表記をすとのコメント(令和6年度パブコメ)があっているが、ここでは落ちている。	ご意見を踏まえ、通行止め区間の表記を追記しました。
17	第2章	57	「都市基幹公園」 愛宕山公園等の区域内には、土砂災害特別警戒区域があり緑地の保全と相まってこれへの警戒と監視を励行し、災害の誘因とならないように願います。	引き続き都市公園等の安全管理に努めます。
18	第2章	60	2-3. 河川下水道等 ①ここでは、河川と公共下水道(汚水)と合併処理浄化槽ほかが述べられているが、用途地内の雨水処理は、公共下水道(雨水)が担うはずで、これを抜きに浸水被害防止は語れないと考える。 今後20年のうちには、下流県河川の完成断面化は相当進捗することを考えれば、現在の県河川改修途上の状況をもって公共下水道(雨水)を進めない理由にはならない。 まして、用途地内には都市計画税を課していることと現に浸水被害がたびたび発生している現実があり、可能な範囲で公共下水道(雨水)を進捗させるべきである。既に認可を受けていて予算が伴えば着手できるはずで、諸般の協議・計画・工事を下流から順次始めても完了に相当時間がかかるので、今都市計画マスタープランには、記述しなければならないのではないかと。 ちなみに、公共下水道(汚水)は、今後20年以内には工事が終盤を迎えるはずで予算と人員を(雨水)に振り向けることをそろそろ考える時点ではないでしょうか。	将来的に公共下水道の雨水整備は必要であると考えていますが、現段階では下流側の県河川の整備状況が不透明なため、今回はご指摘の内容を記載しないこととしました。ご理解をお願いいたします。
19	第2章	60	2-3. 河川下水道等 ②「下水道」の言葉に含まれるものは、いわゆる汚水の集合処理方式をとる公共下水道(汚水)、農集、漁集、小規模集と雨水処理を行う公共下水道(雨水)があるが、このあと地域別に述べられている一連の文章の中で「公共下水道」と「下水道」が並べて使われており、「下水道」が指しているものに混乱があるのではないかと。 例) P164、P173 よって、「公共下水道」：公共下水道(汚水)を指す。 「下水道」：公共下水道以外の集合処理を指す。のように用語の定義が必要ではないかと。	ご意見を踏まえ、次のとおり用語の定義の注釈を追記しました。 「「公共下水道」：公共下水道(汚水)、「下水道」：公共下水道を含む集合処理」

No.	項目	頁	意見内容	市の考え方
20	第2章	60	1) 河川の整備・改修と親水空間の創出 ①タイトルを河川等の・・・とし、公共下水道（雨水）の整備について記述してはいかがでしょうか。	ここでは、河川の整備のことを説明していますので、ご意見は参考とさせていただきます。
21	第2章	60	1) 河川の整備・改修と親水空間の創出 ②斐伊川について堤防整備・強化が記述されているが、本川の著しく進行した上流河床低下と下流河床上昇をそのまま放置すればさらなる農業用水取水の困難と洪水の溢水や放水路への分流不全を招きかねず、沿川地域の脅威となっており、たびたび議会でも指摘が出ていることから国に対し斐伊川・神戸川治水事業とともに斐伊川本川河床高さの安定対策を施すよう強く要望してはいかがでしょうか。	斐伊川河口の堆積砂の撤去について、国及び県に対して要望しており、今後も継続して要望します。 また、斐伊川からの安定した農業用水の確保に向けた検討を国・県と連携して進めていきます。
22	第2章	60	2) 下水道整備の推進 ①タイトルは、単に下水道と表記すると汚水と雨水の両者を指すので、前記も踏まえここでは、公共下水道（汚水）整備の推進としてはいかがですか。	ご意見を踏まえ、用語の定義の注釈を追記しました。
23	第2章	60	2) 下水道整備の推進 ②前記を踏まえると1行目にある下水道整備とは何を指しているのでしょうか。	ご意見を踏まえ、用語の定義の注釈を追記しました。
24	第2章	60	2) 下水道整備の推進 ③3行目 ・・・その他の未整備地域・・・と記述されているが、未整備ということと計画があることを前提に使うことなので、ここでは単にその他の地域としてはいかがですか。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正しました。 「市街地の周辺部は公共下水道の整備を推進するとともに、その他の地域は、合併処理浄化槽で汚水処理の普及を図ります。」
25	第2章	60	「公共下水道」 原文を整理してはいかがでしょうか。 【原案】・公共下水道は、整備された施設の計画的な点検の実施等、適正な維持管理を進めるとともに、事業計画区域内の整備が完了していない箇所については、国の動向を注視しながら順次着手します。 【提案】・公共下水道は、整備完了した施設の計画的な点検の実施等、適正な維持管理を進めるとともに、事業計画区域内の未完箇所については、国の動向を注視しながら順次着手して完了を目指します。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 「・公共下水道は、整備完了した施設の計画的な点検の実施等、適正な維持管理を進めるとともに、事業計画区域内の未完箇所については、国の動向を注視しながら順次着手して完了を目指します。」

No.	項目	頁	意見内容	市の考え方
26	第2章	67	5) 環境負荷を低減するまちづくりの推進 1番目・ デコ活の推進とあるが、「デコ活」の意味が分からないので、付記書きが必要でないか。 ちなみに、出雲市環境総合計画を読んでも「デコ活」の文言はない。	ご指摘を踏まえ、次のとおり注釈を追記します。 「二酸化炭素(CO2)を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉(2023年に「COOL CHOICE」から「デコ活」に移行)」
27	第2章	69	1) 災害に強い居住地の形成 都市計画施設整備を円滑に進めるにあたっては、土地(用地)の登記が正常にされていることが必要であることは論を待たない。 登記は、各個人の裁量に負うところがおおいが、地籍調査は行政によって今後も完備していかなければならない。 ついては、「出雲市国土強靱化地域計画」P22に謳われるように災害時の対応のみならず公共事業実施における効率化のためにも地籍調査の促進を記述してはいかがでしょうか。 なお、記述される場所は防災の項目にはこだわらない。	地籍調査事業については、災害発生時の迅速な復旧・復興等を図るため、計画的に実施しているところです。引き続き国・県と連携しながら事業を進めてまいります。 都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、ご意見は参考とさせていただきます。
28	第2章	82	出雲・中央地域内に山陰道(トンネル区間しか無い)にタッチするスマートインターチェンジの配置が可能な場所はないと思うが、ここに記述があるのには違和感がある。なお、スマートインターチェンジは出雲・南部地域には記述されている。	スマートインターチェンジの設置により、山陰道から出雲・中央地域へのアクセス強化が図られるため、出雲・中央地域に関連することから本地域にもスマートインターチェンジ設置に関する事項を記載しています。
29	第2章	139	■道路・交通 須佐地域内の小学校跡にヘリポート(ドクヘリ用)があるが、災害時には貴重な防災拠点にもなるものと考えている。しかし、ここにアクセスする県道三刀屋佐田線は、ボトルネック部があり大型車の通行ができない箇所があり、せつかくの施設の魅力が損なわれている。県ではこれより奥地での同県道改良工事が進められているので、ここもいずれ改良に向かわれると考えるが、優先的に対応されるよう要望されてはいかがでしょうか。	県道三刀屋佐田線の改良工事の推進については、県へ要望しているところです。ご意見は参考とさせていただきます。
30	第2章	182	■道路・交通 2番目・ 斐川中央線は整備を検討するのではなく整備を推進するとすべきです。	斐川中央線の整備については、他路線の整備状況を勘案しながら整備に向けた検討を進めてまいります。ご意見は参考とさせていただきます。

パブリックコメント及び策定検討委員会の意見等を踏まえた修正内容

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
1	－	全般 (主)(県)(市)(都) の表現を修正し、注 釈を追記。	<u>主</u> <u>県</u> <u>市</u> <u>都</u> <注釈(9頁欄外)> <u>都</u> : 都市計画道路、 <u>主</u> : 県道のうち主要 地方道、 <u>県</u> : 県道(主 要地方道を除く)、 <u>市</u> : 市道	<u>(主)(県)(市)(都)</u> (新設)	担当課による再確 認 ()が重なった場合 などに読みにくい ため修正。
2	－	全般 難しい漢字に読み 仮名を追記。	－	－	担当課による再確 認
3	10 11	序章 3. これまでのまち づくりの状況 観光入込客数及び宿 泊客延べ数の令和6 年データを追加し、 文章表現を修正。	<グラフ> 令和6年のデータを 追加。 <本文> 出雲大社周辺入込客数 は、大遷宮以降 600 万人台で推移し、令和 6年(2024)は 698 万人 と平成25年(2013) 以降3番目に多い入込 となりました。 ・令和6年(2024)に は過去最高の 85 万人 となりましたが、新規 立地に伴う収容人数の 増加量を考慮すると、 既存施設における宿泊 客数の伸びは小さいと 考えられ、新たな需要 を創出できていない可 能性があります。	<グラフ> (新規) <本文> 出雲大社周辺入込客数 は、大遷宮以降 600 万人台で推移し、令和 5年(2023)は 711 万人 と平成25年(2013) に次ぐ入込となりまし た。 ・令和5年(2023)に は過去最高の 84 万人 となりましたが、新規 立地に伴う収容人数の 増加量を考慮すると、 既存施設における宿泊 客数の伸びは小さいと 考えられ、新たな需要 を創出できていない可 能性があります。	担当課による再確 認

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
4	14	第1章 1. 社会経済情勢の変化 観光に関する記載を令和6年の数値を踏まえた内容に修正。	○国内旅行消費額は、令和 <u>6年(2024)</u> に令和元年比で <u>14.7%増加</u> し、国内旅行者一人当たりの旅行支出は、同年比で <u>24.7%増加</u> しました。 ○訪日外国人旅行者数は、コロナ禍を経て堅調に回復し、令和 <u>6年(2024)</u> は令和元年(2019)比で <u>15.6%増加</u> しました。訪日外国人旅行者の旅行消費額は、過去最高の <u>8.1兆円</u> を記録し、一人当たりの旅行支出は、約 <u>22.7万円</u> （令和元年(2019)比 <u>43.1%増</u> ）となっています。	○国内旅行消費額は、令和 <u>5年(2023)</u> に令和元年比 <u>99.8%まで回復</u> し、国内旅行者一人当たりの旅行支出は、同年比で <u>17.8%増加</u> しました。 ○訪日外国人旅行者数は、コロナ禍を経て堅調に回復し、令和 <u>5年(2023)</u> は令和元年(2019)比 <u>78%まで回復</u> しました。訪日外国人旅行者の旅行消費額は、過去最高の <u>5.3兆円</u> を記録し、一人当たりの旅行支出は、約 <u>21万円</u> （令和元年(2019)比 <u>34.2%増</u> ）となっています。	担当課による再確認
5	25	第1章 課題4の表中、「社会経済情勢」 観光に関する記載を令和6年の数値を踏まえた内容に修正。	・国内旅行消費額は、令和 <u>6年(2024)</u> はコロナ禍前と比べて <u>14.7%増加</u> し、国内旅行者一人当たりの旅行支出も増加しています。 ・訪日外国人旅行者数はコロナ禍前に大きく増加し、令和 <u>6年(2024)</u> はコロナ禍前と比べて <u>15.6%増加</u> しています。	・国内旅行消費額は、令和 <u>5年(2023)</u> はコロナ禍前の <u>99.8%まで回復</u> し、国内旅行者一人当たりの旅行支出も増加しています。 ・訪日外国人旅行者数はコロナ禍前に大きく増加し、令和 <u>5年(2023)</u> はコロナ禍前の <u>78%まで回復</u> しています。	担当課による再確認
6	25	第1章 課題4の表中、「出雲市の状況」 産業別の課題を追加	● <u>産業別人口の割合は、第二次産業が増加、第三次産業が横ばいで推移しています。</u> <u>一方で、第一次産業就業者の占める割合は減少傾向にあります。</u>	(新規)	パブリックコメントでの意見 「記載内容が観光業に偏っている」という意見があったため追記。

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
7	25 32	第1章、第2章 課題4 高速鉄道の整備及び 出雲河下港の整備を 追記	● <u>高規格道路及び高 速鉄道の整備、出雲縁 結び空港や出雲河下 港の活用による流通 基盤の強化</u>	● <u>高規格道路の整備、 出雲縁結び空港の活 用による流通基盤の 強化</u>	パブリックコメン トでの意見 「高速鉄道の整備 及び出雲河下港の 活用について記載 してはどうか」とい う意見があったた め修正。
8	52	第2章 (2) 都市施設に関 する基本的な方針 「くにびき海岸道 路」に関する表現を 修正	・ <u>多伎～日本海沿岸～ 大社を結ぶくにびき 海岸道路は、交通流動 や観光・交流を支える 幹線道路として、機能 維持に努めます。</u>	・ <u>くにびき海岸道路 は、多伎～日本海沿岸 ～大社を結ぶ交通流 動や観光・交流を支え る幹線道路として、機 能維持に努めます。</u>	パブリックコメン トでの意見 「くにびき海岸道 路の区間がわかる よう表現を修正し てはどうか」という 意見があったため 修正。
9	54	第2章 (2) 都市施設に関 する基本的な方針 2) 広域文化・観光ル ートの形成 表現が重複した箇所 を削除	また、中海・宍道湖・ 大山圏域において、産 業、観光などあらゆる 分野のポテンシャル を <u>引き出すため、人 流、物流の基盤となる 中海・宍道湖8の字ル ートの整備を促進し ます。</u>	また、中海・宍道湖・ 大山圏域において、産 業、観光などあらゆる 分野のポテンシャル を <u>発揮するとともに、 災害時の避難や輸送 経路の確保等を見据 え、人流、物流の基盤 となる中海・宍道湖8 の字ルートの整備を 促進します。</u>	パブリックコメン トでの意見 「災害時の避難路 等としての役割は、 別項目で記載して おり、本項では必要 ないのではないか。」 という意見があ ったため修正。
10	55	第2章 (2) 都市施設に関 する基本的な方針 4) 安全で快適な自 転車・歩行者空間の 整備 建築物の倒壊防止に 関する取組を追記	・その他の市街地内の 整備済み幹線道路は、 子どもから高齢者ま で誰もが安全に移動 できるよう、バリアフ リーに配慮した歩行 者空間の確保や危険 な交差点等の改善に 努めるとともに、 <u>沿道 の建築物等の倒壊防 止のための取組を促 進します。</u>	・その他の市街地内の 整備済み幹線道路は、 子どもから高齢者ま で誰もが安全に移動 できるよう、バリアフ リーに配慮した歩行 者空間の確保や危険 な交差点等の改善に 努めます。	策定検討委員会での 意見 「通学時等の安全 確保のため、ブロッ ク塀等の倒壊防止 の取組について記 載できないか。」と いう意見があった ため追記。

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
11	55	第2章 (2) 都市施設に関する基本的な方針 4) 安全で快適な自転車・歩行者空間の整備 文章表現を修正	・その他市街地内の整備済み幹線道路は、子どもから高齢者まで誰もが安全に移動できるよう、 <u>バリアフリー</u> 等に配慮した歩行者空間の確保や危険な交差点等の改善整備に努めます。	・その他市街地内の整備済み幹線道路は、子どもから高齢者まで誰もが安全に移動できるよう、 <u>バリアフリー</u> に配慮した歩行者空間の確保や危険な交差点等の改善整備に努めます。	パブリックコメントでの意見 「ユニバーサルデザインを含んだ表現に修正してはどうか。」という意見があったため修正。
12	56	第2章 (2) 都市施設に関する基本的な方針 ◆道路・交通に関する方針図の通行止め区間を表示	㊦ 斐川一畑大社線の通行止め区間を表示	(新規)	パブリックコメントでの意見 「通行止め区間を表示すべき。」という意見があったため修正。
13	60	第2章 (2) 都市施設に関する基本的な方針 「公共下水道」、「下水道」の注釈を追記	<u>「公共下水道」：公共下水道（污水）、「下水道」：公共下水道を含む集合処理</u>	(新規)	パブリックコメントでの意見 「公共下水道や下水道が指すものを明確にすべき。」という意見があったため追記。
14	60	第2章 (2) 都市施設に関する基本的な方針 文章表現を修正	市街地の周辺部は公共下水道の整備を推進するとともに、その他の <u>地域</u> は、合併処理浄化槽で污水处理の普及を図ります。	市街地の周辺部は公共下水道の整備を推進するとともに、その他の <u>未整備地域</u> は、合併処理浄化槽で污水处理の普及を図ります。	パブリックコメントでの意見 「整備計画がない中で未整備という表現は適切ではないのではないか。」という意見があったため修正。
15	60	第2章 (2) 都市施設に関する基本的な方針 文章表現を修正	・公共下水道は、整備完了した施設の計画的な点検の実施等、適正な維持管理を進めるとともに、事業計画区域内の <u>未完箇所</u> については、国の動向を注視しながら <u>順次着手して完了を目指します</u> 。	・公共下水道は、整備完了した施設の計画的な点検の実施等、適正な維持管理を進めるとともに、事業計画区域内の <u>整備が完了していない箇所</u> については、国の動向を注視しながら <u>順次着手します</u> 。	パブリックコメントでの意見 着手した後に完了を目指すことについても記載するよう提案があったため修正。

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
16	65	第2章 (3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針 3-1. 自然環境・景観 文章表現を修正	・外園海岸、神戸川河口部や日御碕、河下町等における自然の海岸線は、背後地の緑も含め日本海を望む優れた自然景観の保全を図ります。なかでも、島根半島・日本海沿岸地域及びキララ多伎周辺地域については、地域住民における合意形成を確認しつつ景観形成地域の指定について検討します。	・外園海岸、神戸川河口部や日御碕、河下町等における自然の海岸線は、背後地の緑も含め日本海を望む優れた自然景観の保全を図ります。なかでも、島根半島・日本海沿岸地域及びキララ多伎周辺地域については、地域住民における合意形成を確認しつつ景観形成地域の指定を目指します。	策定検討委員会での意見 「地域別構想の表現に合わせてはどうか。」という意見があったため修正。
17	66	第2章 (3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針 3-1. 自然環境・景観 須佐神社周辺地域の景観形成地域の指定に関する事項を追加	・ <u>須佐川を臨む須佐神社の周辺地域は、社叢と妻入り民家が並ぶ山間の集落景観が見られ、歴史・文化的な景観として保全していくため、景観形成地域の指定について検討します。</u>	(新規)	策定検討委員会での意見 「地域別構想で触れている内容であるため、全体構想にも入れるべきではないか。」という意見があったため追記。
18	67	第2章 (3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針 3-1. 自然環境・景観 「デコ活」に関する注釈を追記	<u>二酸化炭素(CO2)を減らす脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉(2023年に「COOL CHOICE」から「デコ活」に移行)</u>	(新規)	パブリックコメントでの意見 「「デコ活」の意味が分からない。」という意見があったため追記。
19	69	第2章 (3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針 3-2. 防災・防犯 文章表現を修正	・土砂災害等のおそれがある区域は、 <u>土砂災害(特別)警戒区域</u> の指定に伴い、危険の周知・警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の規制・移転等を促進します。	・土砂災害等のおそれがある区域は、 <u>「土砂災害警戒区域等」</u> の指定に伴い、危険の周知・警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の規制・移転等を促進します。	策定検討委員会での意見 「地域別構想の表現に合わせてはどうか。」という意見があったため修正。

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
20	70	第2章 (3) 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針 3-2. 防災・防犯 沿道建築物の耐震化について追記	・災害時の避難や輸送・救急に資する道路については、道路改良事業、災害防除事業、公共土木施設長寿命化事業等を推進します。 <u>また、その沿道の通行障害となる建築物の耐震化を促進します。</u>	・災害時の避難や輸送・救急に資する道路については、道路改良事業、災害防除事業、公共土木施設長寿命化事業等を推進します。_____	策定検討委員会での意見 「地震時における輸送路の確保のため、沿道建築物の耐震補強対策について記載できないか。」という意見があったため追記。
21	91 99 107 124 132 140 148 156 174 183	第3章 〇〇地域 (3) 〇〇地域のまちづくり方針 土砂災害(特別)警戒区域に関する文章表現を修正	土砂災害(特別)警戒区域における危険周知等のソフト対策を推進するとともに砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内における土砂災害防止施設の整備や治山事業などの防災対策を促進します。	土砂災害(特別)警戒区域及び砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内における土砂災害防止施設の整備や治山事業などの防災対策を促進します。	策定検討委員会での意見 「土砂災害(特別)警戒区域の指定はソフト対策であり、施設整備がされるような誤解を招く表現は避けるべき。」という意見があったため修正。
22	145	第3章 多伎地域 (2) 地域の課題 土砂災害(特別)警戒区域に関する文章表現を修正	本地域は大部分が山地であり、 <u>土砂災害が発生するおそれがあることから、</u> 治山事業の推進や土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設の整備が必要です。	本地域は大部分が山地であり、 <u>土砂災害特別警戒区域が多いことから、</u> 治山事業の推進や土石流、地すべり及びがけ崩れ等の土砂災害防止施設の整備が必要です。	策定検討委員会での意見 「土砂災害(特別)警戒区域の指定はソフト対策であり、施設整備がされるような誤解を招く表現は避けるべき。」という意見があったため修正。
23	148	第3章 多伎地域 (3) 多伎地域のまちづくり方針 文章表現を修正	・道の駅キララ多伎の周辺地域は、雄大な海岸線を背景に、色彩やデザインを統一した建物により特色的な景観が創出されており、地域に調和した良好な景観の保全に努めるとともに、 <u>景観形成地域の指定について検討します。</u>	・道の駅キララ多伎の周辺地域は、雄大な海岸線を背景に、色彩やデザインを統一した建物により特色的な景観が創出されており、地域に調和した良好な景観の保全に努めるとともに、 <u>景観形成地域の指定に関する検討を行います。</u>	策定検討委員会での意見 「他地域と表現を統一してはどうか。」という意見があったため修正。

	頁	内容	修正後	修正前	修正理由
24	160 164	第3章 大社地域 (2) 地域の課題 (3) 大社地域のまちづくり方針 ㊤ 大社日御碕線における災害防止対策について追記。	(課題) <u>日御碕地区の集落の孤立化を防止するため、</u> ㊤ 大社日御碕線における災害防止対策と適切なルート設定による迂回路の整備が必要です。 (方針) 日御碕地区の集落の孤立化を防止するため、 ㊤ 大社日御碕線における災害防止対策及び適切なルート設定による迂回路の整備を促進します。	(課題) _____ (主) 大社日御碕線は迂回路が必要であり、適切なルート設定による_____整備が必要です。 (方針) 日御碕地区の集落の孤立化を防止するため、_____適切なルート設定による迂回路の整備を促進します。	策定検討委員会での意見 「大社日御碕線について、迂回路の整備には時間を要するため、現道の改修・補強が必要ではないか。」という意見があったため追記。
25	165	第3章 大社地域 (3) 大社地域のまちづくり方針 土砂災害(特別)警戒区域に関する文章表現を修正	浸水被害に対し有効な河川改修の実施について、県に強く働きかけていくとともに、土砂災害(特別)警戒区域における危険周知等のソフト対策を推進するほか、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内における土砂災害防止施設の整備や治山事業などの防災対策を促進します。	浸水被害に対し有効な河川改修の実施について、県に強く働きかけていくとともに、土砂災害(特別)警戒区域及び砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内における土砂災害防止施設の整備や治山事業などの防災対策を促進します。	策定検討委員会での意見 「土砂災害(特別)警戒区域の指定はソフト対策であり、施設整備がされるような誤解を招く表現は避けるべき。」という意見があったため修正。
26	193 194 195	巻末資料 策定の経緯及び策定検討委員会の委員名簿を追加。	(次の資料を追加) ・策定経緯 ・策定検討委員会委員名簿	(新規)	策定検討委員会での意見 「委員名簿を掲載してもらいたい。」という意見があったため追加。